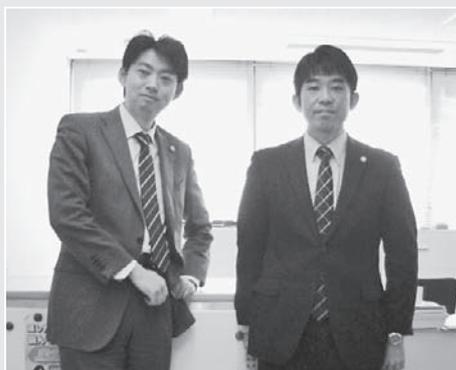


東と弁往來

第25回

法テラス東京 → 法テラス下妻



筆者(左)と法テラス下妻勤務の平塚崇弁護士

茨城県弁護士会会員

福島 正洋 (62期)

2009年12月に弁護士登録。東京弁護士会に入会。東弁では、人権擁護委員会、公害・環境特別委員会に所属。2011年1月から法テラス東京法律事務所へ着任し、同年11月に法テラス下妻法律事務所へ移り現在に至る。

法テラス下妻
(茨城県下妻市)

法テラス東京
(東京都新宿区)

1. 赴任の経緯

私は、2009年12月に弁護士登録し(新62期)、最初の一年間、東京四谷三丁目の「わかばの風法律事務所」で養成して頂き、2011年1月から法テラス東京法律事務所へ赴任しました。その後、同年11月から、茨城県にある法テラス下妻法律事務所へ「再」赴任しました。どうしてそんな中途半端な時期に?と思いますが、一言でいえば、欠員補充の応援派遣のため、私が法テラス東京法律事務所でなにか問題を起こしたためでは決してありませんので、この機会を借りて一言弁明しておきたいと思います。

2. 法テラス東京時代

今から振り返ると、法テラス東京法律事務所時代は、スタッフ弁護士としての存在意義に悩んだ10か月であったように思います。今はだいぶ軌道に乗っているのではないかと思います。今はだいぶ軌道に乗っているのではないかと思います。法テラス東京法律事務所の初期メンバー(所長弁護士1名と、新62期の弁護士3名)は、それぞれ試行錯誤していたような気がします。私個人としては、法テラス東京法律事務所の役割の一つとして、東京で養成を受けて地方に赴任する弁護士が抱えている案件を、できるだけ依頼者に負担をかけないように引き継ぐことがあげられると考えています。私自身、赴任地が「東京」に決

まった時点で、地方赴任者の方たちから、「赴任までに終わらない案件を引き継いで欲しい」と言われ、それなりの数の案件を引き継ぎました。一般論として、スタッフ弁護士が抱えている案件は、採算があわない・負け筋・依頼者のクセが強いなど、スタッフ弁護士以外の弁護士にお願いするのは申し訳ないような案件が多いです。だからこそ、東京に残るスタッフ弁護士としては、地方へ旅立っていく仲間たちのために、できる限り嫌な顔をせずに引き継ぐことが求められていると思います(たまには嫌な顔をしたことがあるかも...)。ただ私の場合は、引き継いだ10か月後には、自分自身も下妻へ赴任することが決まり、依頼者の方に再度別の弁護士に引き継ぐとはどうしても言い出せなくて(あるいは、そのように伝えたら泣かれてしまい)、下妻に赴任した後までやむなく続けた「東京案件」が複数ありました。下妻から東京霞ヶ関まで車で2時間、早ければ1時間45分位です。朝下妻へ出勤して、午後から東京の依頼者との打合せと期日をこなし、夜には下妻へ帰って起案したり、警察署に接見に行く、という生活も、体力的にはハードですが、これはこれで充実していたと思います(ちなみに、まだ「東京案件」がちょっとだけ残っています。今更誰かに代わってくれともいえないし、弁護士冥利と思って続けています)。

3. 法テラス下妻への赴任

さて、私が下妻へ赴任したのは、要するに下妻で欠員が出たので、ピンチヒッターとして赴任したということです。このことは、実は「東京」に赴任が決まった時からある程度運命づけられており、私と同時期に「東京」へ赴任した他の2人の弁護士も、その後それぞれ各地に赴任して行きました。各地で赴任者が病欠したり、妊娠・出産があったり、家族の事情等で突然退職することは、組織としてはある程度やむを得ないので、突発的な欠員に対応できるように、「力ある遊軍として」「東京」で待機して欲しい、ということのようです。確かに、それも法テラス東京法律事務所の存在意義の一つなのかもしれません。…実は、急に法テラス下妻へ赴任が決まったとき、私としては、かなり抵抗したのです。自分が持っている案件（とくに他の弁護士から引き継いだ案件）を、また別の弁護士に渡して置いていくことが難しかったからです。しかし、下妻であれば近いので最後まで自分の依頼者を見捨てずに済む（自分さえ頑張れば）ということで、一件着きました。今は、赴任先が法テラス下妻で本当に良かったと思っています。

4. 下妻物語

下妻市は、茨城県の栃木県寄りの県西地域に属します。裁判所としては、水戸地方裁判所下妻支部があり、支部管内には約20名の弁護士がいます。その半数が、弁護士登録10年以内の若手で、支部の飲み会などを通じてすぐに顔見知りになり、居心地は大変良いです。また、法テラス下妻の初代所長である萩原慎二弁護士が、下妻支部管内の筑西市で独立されていることも大きいと思います。萩原総合法律事務所の



法テラス下妻法律事務所 受付カウンター



若手弁護士と定期的に勉強会なども行っております。

下妻での受任案件についてですが、民事に関しては、東京時代とそう大きな違いはありません。多重債務と離婚の案件が多数を占めており、たまに労働問題や不動産の案件等が舞い込むといった具合です。刑事に関しては、①クルマ社会のため道路交通法違反がやたらと多い反面、②満員電車が存在しないため痴漢の事件は起きにくい、③昔ながらの暴走族が生き残っており少年事件が多い（「サメ」の形をした改造バイクが走っていたのはカルチャーショックだった…）という、はっきりとした特色があります。

それと、忘れてはならないのが、下妻市をはじめとする茨城県の多くの市町村が、震災救助法の適用地域であり、2011年3月11日の時点で下妻市に在住の方であれば、資力要件に関わりなく、「震災相談」として法テラスの無料法律相談を受けられるということです。これは、震災に起因した紛争でなくても相談可能なので、大いに活用しているところです。

5. 最後に～地方へ赴任すること

地方へ赴任して、地域の依頼者のために、弁護士として思う存分腕をふるえるということは、大きな喜びです。他方で、将来に対する漠然とした不安もあります。他の地方赴任者と飲むと「地縁のない場所に一人で赴任するのはさみしくて不安で仕方がない」という本音をもらす人が割といます。幸い法テラス下妻はスタッフ弁護士が2名配置されているので私は余り感じませんが、スタッフ弁護士が一人しかいない法律事務所の方は、精神的にしんどいことも多いだろうなあ…と思います。だからこそ、地方へ赴任した後も毎月「LIBRA」を送ってくださり、地方赴任者のことを忘れていないというメッセージを伝えてくださる東京弁護士会には大変感謝しております。